

令和7年度東京都防犯設備の整備に対する区市町村補助金交付要綱実施細目

6 生安都第951号

令和7年3月28日

第1 令和7年度東京都防犯設備の整備に対する区市町村補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条関係

補助対象事業の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

(1) 商店街等について

設置された設備の管理を適切に行い得ること。（管理責任者や管理方法等について商店街等の構成員間で合意があることなど。）

(2) 「防犯に関する地域活動」とは、商店街等の構成員が自主的に地域の安全を守るために行うパトロール活動等をいう。

(3) 防犯に関する地域活動の継続について

本来は、特に期限を設けずに活動することが望ましいが、要綱第20条において経理に関する証拠書類を「事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するもの」としていることから、活動の継続期間は、目安として最低限5年間は必要である。

なお、区市町村は、上記期間において、定期的に活動実態について把握し、都が報告を求めるときには速やかに報告するものとする。

(4) 防犯カメラの運用について

防犯カメラについては、原則として区市町村の条例等に運用に係る基準を定め、プライバシー等に配慮し、運用すること。ただし、特段の定めのない場合は、次に掲げる事項の全てを実施すること。

ア 明確かつ適切な方法で、防犯カメラを設置している旨を表示すること。

イ 映像又は音声の記録（以下「記録」という。）について、個人情報としてプライバシー保護のため、無線によるシステム構築の際、容易に他者が情報を傍受できないものとすることや、カメラのパスワードを確実に初期値から変更することなどにより、厳正な管理を行うこと。

ウ 記録の保管期間は、1週間程度とすること。

エ 記録の閲覧は、要綱第4条第4号の基準で定める防犯カメラ設置の目的に照らして適切と認められる場合等に限ること。

オ 外部に記録を提供し、又は閲覧させるときは、法令等に基づくとき又は捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けたとき等に限ること。

カ 記録に私有地の映像が含まれる場合は、あらかじめ当該私有地の所有者、管理者、使用者又は占有者の承諾を受けること。

キ 次に掲げる事項を書面で定め、常時開示できる状態で保管すること。

(ア) 管理責任者及びその責務

(イ) 防犯カメラの設置場所

(ウ) 防犯カメラの設置の周知方法

(エ) 記録の保管期間、保管方法及び廃棄方法

- (オ) 記録の閲覧が可能な者
 - (カ) 記録の閲覧方法
 - (キ) 記録の外部提供の方法
- (5) 事業の実施に当たっては、区市町村は補助対象経費の3分の1（3分の1の金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てることができる。）を負担するものとし、3分の1を超えて補助を行うことも妨げない。ただし、補助対象となる商店街等も事業経費の一部を負担するものとなるよう、留意すること。

第2 要綱第5条関係

- (1) 「補助対象経費」について
- ア 街頭における防犯対策の向上に資すると認められる設備及び設備の設置に係る経費を対象とする。
 - イ 道路以外の公の施設や私有地における防犯対策のように、専らその設置管理者又は所有者の責任において講じるべきものについては、対象としない。
 - ウ 防犯設備等の設置整備に当たっては、管轄警察署や専門家等に相談し、その意見等に留意すること。
 - エ 商店街等から補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、速やかに東京都知事に報告しなければならない。なお、東京都知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。
- (2) 「知事が必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認ができるもの」とは、次に掲げる経費をいう。
- ア 領収書、請求書、内訳書、納品書、契約書、引渡し書、口座振込依頼書等の書類により確認できる経費
 - イ 預金通帳、現金出納簿、備品台帳、固定資産台帳等の帳簿類により確認できる経費

第3 要綱第6条関係

- (1) 「別途定める申請期間」については、令和7年9月12日（金曜日）から令和7年9月30日（火曜日）までとする。
- ただし、都が認める場合には、上記期間外の提出を受け付ける。
- (2) 補助金交付申請書に添付する「必要な書類」とは、当該区市町村の補助金交付要綱、機器等を設置する場所の詳細地図・図面、更新する設備の当初設置年度が確認できるもの、都の補助を受けた設備であることが確認できるもの、見積書等使途、単価、規模等の確認ができるものをいう。
- なお、事業の全部又は一部を専門業者に請け負わせ又は委託する場合、経費が100万円を超えるときは、原則として複数の業者から見積書を徴取し、添付すること。

第4 要綱第9条関係

申請額の総額が予算額を上回る場合は、交付決定額について調整を行うことがある。

第5 要綱第14条関係

- (1) 「間接補助金を支払ったとき」の支払方法は、商店街等からの実績報告後の確定払又は概算払をした間接補助金の精算をいう。
- (2) 「必要な書類等」とは、機器等を設置した場所の詳細地図・図面、納品書、請求書、領収書等使途、単価、規模等の確認ができるものをいう。

第6 要綱第19条関係

要綱第19条第1項に規定する「別途定める期日」とは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）別表第一」による耐用年数の経過した日とする。

第7 別表関係

- (1) 別表「補助対象経費等」に規定する「別途定める年数」とは、以下のとおりとする。
 - ア 防犯カメラについて
7年
ただし、やむを得ない事情により更新の必要性があると都が認める場合はこの限りでない。
 - イ 防犯カメラ以外の設備について
「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）別表第一」による耐用年数
- (2) 別表「補助対象経費等」に規定する「別途定める都の補助」とは、東京都地域における見守り活動支援事業補助金、東京都繁華街等における体感治安の改善事業補助金及び東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金とする。